

決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

初めに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月1日に設置された後、9月12日に令和6年度決算概要説明を行い、9月17日に決算関連5議案が本会議において付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告・質疑、総括質疑、各分科会での関係各部局からの説明・質疑等の詳細審査を経て、10月2日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところであります。

10月2日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、4分科会の審査の過程で出された12項目にわたる要望等が報告されております。執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の4点について申し上げます。

まず、地産地消！地域応援クーポン事業費（物価高騰対応臨時交付金）（繰越）についてであります。国の物価高騰対応臨時交付金を活用し、繰越事業として令和6年度に実施されましたが、予算の執行率が低かった事業です。その理由として、ポスター写真のSNS投稿をクーポン入手の条件としたことが敬遠されたこと、クーポンが利用できる金額が少人数では難しい設定だったといった説明がありました。そして、令和7年度に取り組まれているクーポン事業では、入手及び使用する際の条件を変更し、既に予定数を配布完了したとのことで、本事業の結果が生かされていることは確認したところです。

本事業を広報室が行ったのは、シティプロモーションに狙いがあったとのことですが、クーポン事業そのものには消費喚起、地域経済活性化につながる効果があります。今後、取り組まれる際には予算が最大限活用され、事業設計をされるよう求めます。

次に、民生委員事業費についてであります。民生委員の主な活動には、住民の実態とニーズの把握、社会福祉制度やサービスの情報提供、サービスが受けられるよ

うに関係機関等と連絡・通報する等がありますが、本市においては欠員が生じております。他の民生委員が見守り支援のカバーをするなど大変な状況にあるとのことです。また、民生委員法に基づき民生委員には報酬はなく、年間の活動費の実費弁償として6万200円が支給されています。

国に交付税算定の基準を見直すよう要望する必要があるとのことですが、国に強く要望するだけではなく、県内でも活動費の実費弁償に上乗せして支給している町村もあることから、中山間地域を多く抱える本市において、活動費の追加支給や処遇改善についても検討していただくよう求めます。

次に、新規就農推進事業費についてであります。本事業では、農業研修生や農業後継者の確保及び円滑な就農のための支援を行うことを目的としており、人材獲得のために東京や大阪など県外の農業フェアに出向いてPRをしていることを確認しました。

令和6年度は、農業研修生や新規就農希望者の確保ができているとのことですが、今後も継続的に人材を確保していくためには就農へのハードルを下げる事が重要であり、農業を副業としてアプローチしていくことや、営農支援にノウハウのある団体と連携を求める意見が出されました。

今後もより多くの人材を確保し、円滑な就農につながるよう支援を継続していただくよう求めます。

最後に、生活交通確保対策事業費についてであります。本事業費には、地域主体型生活交通確保支援事業費や、未来型地域交通連携確保事業費等が含まれ、これら事業の実施により、持続可能で利便性の高い生活交通の実現を目指しています。

しかしながら、生活交通を確保する手段は、路線バス、共助交通、市有償バス、乗合タクシー等、様々存在しております、二重投資的な側面もあることから、合理的な手段を選ぶ必要があります。

つきましては、運転手の確保の有無や地域内の公共交通の実態を踏まえ、地域住民の声を聴きながら、地域の実情にあった持続可能で利便性の高い交通手段を確保し、交通空白地域の解消に取り組むよう求めます。

また、あわせて、高齢化の進展に伴い、自家用車を手放される方の増加が見込まれる中、住民同士の支え合いである共助交通の維持と充実が図られるよう求めます。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第108号 令和6年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、

議案第110号 令和6年度鳥取市病院事業決算認定について、

以上2案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第109号 令和6年度鳥取市下水道等事業剩余金処分及び決算認定について、

本案は、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

議案第106号 令和6年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、

議案第107号 令和6年度鳥取市水道事業決算認定について、

以上2案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

終わりに、本報告、分科会報告が、令和8年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 106 号令和 6 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、生活困窮者自立相談支援事業費についてであります。自立相談支援機関であるパーソナルサポートセンターにおいて対応されているものです。令和 6 年度の新規相談件数は 334 件あり、相談内容の多くはお金がないということ、次いで住まいの相談、食糧支援とのことでした。新規相談件数は、令和 4 年度 335 件、令和 5 年度 345 件と横ばいであり、継続している案件も含め、現状の職員で対応ができるとの説明がありました。

しかしながら、本市では相談支援員はすべて会計年度任用職員という現状にあります。厚生労働省の手引きでは、本事業について、人が人を支える制度であり、相談支援員の配置が最も重要であるとされていることから、業務内容を鑑みて、現行の職員体制について改めて確認し、さらなる充実が図られるよう求めます。

次に、地産地消！地域応援クーポン事業費（物価高騰対応臨時交付金）（繰越）についてであります。国の物価高騰対応臨時交付金を活用し、繰越事業として令和 6 年度に実施されましたが、予算の執行率が低かった事業です。その理由として、ポスター一写真の S N S 投稿をクーポン入手の条件としたことが敬遠されたこと、クーポンが利用できる金額が少人数では難しい設定だったといった説明がありました。そして、令和 7 年度に取り組まれているクーポン事業では、入手及び使用する際の条件を変更し、既に予定数を配布完了したとのことで、本事業の結果が生かされていることは確認したところです。

本事業を広報室が行ったのは、シティプロモーションに狙いがあったことですが、クーポン事業そのものには消費喚起、地域経済活性化につながる効果があります。今後、取り組まれる際には予算が最大限活用され、事業設計をされるよう求めます。

最後に、コールセンター設置運営費についてであります。令和 6 年度は更新時期を迎える結果、9 月からは岡山市内に市コールセンターが設置となりました。準備期間中には鳥取市で打合わせや現地確認などがされ、土地勘がないといった心配も解消し、業務開始を迎えたとの説明がありました。また、受託業者が替わったことで、これまでの F A Q 閲覧件数が実態と乖離していたことがわかつたとの報告もありました。

F A Q 閲覧件数のカウントの仕方が事業者で違うというのは、仕様書の範疇かと考えますが、海外からの同時送信によるアクセスが大量にあることが明らかとなったことは大事な点だと考えます。F A Q は市民等がコールセンターに問い合わせる前に活用されることから、引き続き F A Q 閲覧件数をより正確に把握されるよう求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 福祉保健分科会報告

福祉保健分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 106 号令和 6 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第 110 号令和 6 年度鳥取市病院事業決算認定について、以上 2 案の審査の過程において各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

初めに、市立病院についてであります。

令和 6 年度は、外来患者数の増加と診療単価が上がったことにより医業収益は増収となったものの、物価高騰に伴い医業費用も増加したことで赤字決算となりました。

一方で、苦しい経営状況の中でも令和 6 年度は人工関節手術支援ロボットを導入して積極的に手術を P R し、より患者の確保を目指すとともに医師確保にも努められ、医療活動を展開してこられました。

令和 8 年の診療報酬改正を前に、既に各種団体を通じて要望書を提出され、今後も自治体病院を持つ市町村長が連名で要望書を提出する動きがあるとのことです。国に対して公立病院が持続可能な運営ができるような支援を求めていく必要があります。

引き続き、外来患者数も維持し、健診・入院・医療連携など、東部医療圏での市立病院の役割を果たしていただくよう求めます。

次に、民生委員事業費についてであります。

民生委員の主な活動には、住民の実態とニーズの把握、社会福祉制度やサービスの情報提供、サービスが受けられるように関係機関等と連絡・通報する等がありますが、本市においては欠員が生じており、他の民生委員が見守り支援のカバーをするなど大変な状況にあるとのことです。また、民生委員法に基づき民生委員には報酬はなく、年間の活動費の実費弁償として 6 万 200 円が支給されています。

国に交付税算定の基準を見直すよう要望する必要があるとのことです。国に強く要望するだけではなく、県内でも活動費の実費弁償に上乗せして支給している町村もあることから、中山間地域を多く抱える本市において、活動費の追加支給や処遇改善についても検討していただくよう求めます。

最後に、ヤングケアラー支援事業費についてであります。

この事業では、2 名の支援コーディネーターをこども家庭センターに配置しており、年度当初の学校訪問、要保護児童対策地域協議会やスクールソーシャルワーカーを介し、ヤングケアラーに関する情報共有等を行っているとのことです。

現状では 2 名体制で対応できているとのことです。ヤングケアラーへの必要な支援にどうつなげていくかが重要であり、コーディネーターの配置や業務内容についても考えていただくことを望みます。あわせて、体系的に相談の分析を行うなど、他の市町村や都道府県と連携・協力ができるような体制の構築を求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 文教経済分科会報告

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 106 号令和 6 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、児童生徒支援事業費についてであります。

本事業では、不登校やその傾向にある児童生徒一人一人の要因や背景、教育ニーズを的確に把握し、各学校における教育体制の充実や当該児童生徒の適切な学びの場の整備等の推進を目的としています。

オンラインサポートルームの運営では、不登校またはその傾向が見られる児童生徒を対象に一人一台端末を活用した学習教材を使って学習機会の確保をしているとの説明を受けました。また、同じく一人一台端末を活用し、市内数校で先行導入された「今日の自分予報」では、児童生徒の心身の健康観察を行い、教員がいち早く児童生徒の不安や悩みに気づき、手を差し伸べることができるようになりますし、不登校やいじめの未然防止・早期発見につなげているとのことです。

不登校となっても学びを止めないための支援は大変重要な取組であり、今後も学校、保護者、関係機関とがしっかりと連携し事業を推進されることを求めます。

次に、スマートエネルギー タウン構想推進事業費についてであります。

環境省脱炭素先行地域づくり事業の取組により、国から約 50 億円の交付金を活用し、令和 5 年度から令和 10 年度にかけて約 72 億円の事業費で脱炭素先行地域のモデル事業として、若葉台エリアと佐治町で再エネ設備などの導入を図ろうとするものです。

令和 6 年度決算で 9,310 万 6,000 円の翌年度繰越額がありますが、予定どおり執行見込みとのことです。また、佐治町での小水力発電事業などは順調に進捗していますが、若葉台エリアの住宅用 P P A (太陽光発電、蓄電池) 導入事業は、サービス開始後の申込件数はまだ少ない状況であるとの説明を受けました。

本事業は、本市の脱炭素の取組の目玉事業であります。本事業のために設立した株式会社スマートエネルギーとつとりと連携して市民への啓発を行うなど、再エネの地産地消の推進や地域脱炭素の実施に向けてしっかりと取組を進めることを求めます。

最後に、新規就農推進事業費についてであります。

本事業では、農業研修生や農業後継者の確保及び円滑な就農のための支援を行うことを目的としており、人材獲得のために東京や大阪など県外の農業フェアに出向いて P R をしていることを確認しました。

令和 6 年度は、農業研修生や新規就農希望者の確保ができているとのことです。今後も継続的に人材を確保していくためには就農へのハードルを下げることが重要であり、農業を副業としてアプローチしていくことや、営農支援にノウハウのある団体と連携を求める意見が出されました。

今後もより多くの人材を確保し、円滑な就農につながるよう支援を継続していただくよう求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 建設水道分科会報告

建設水道分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 106 号令和 6 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 107 号令和 6 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 108 号令和 6 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について及び、議案第 109 号令和 6 年度鳥取市下水道等事業剰余金処分及び決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、水道事業についてであります。

資材価格の高騰や人材不足といった厳しい社会情勢のもとにおいても、水道管路耐震化と各水道施設の計画的な更新を着実に進め、加えて黒字決算を確保した経営努力は、高く評価するものであります。

しかしながら、有収水量の減少や老朽化対策等の実施により、年々、経営環境は厳しくなってきており、経費節減につながる効果的な取組や、有収水量の増につながる取組を積極的に行う必要があると考えます。

つきましては、引き続き市民に安全・安心な水の安定供給を行うため、経費節減に有用なデジタル技術の導入や、有収水量の増につながる効果的な広報の在り方について、検討するよう求めます。

また、令和 6 年度は、鳥取市水道事業長期経営構想を改訂されましたが、近年の社会情勢は目まぐるしく変化してきており、今後も、変化に合わせて、適宜、計画の見直しを図るよう求めます。

次に、下水道等事業についてであります。

未収金の回収は、下水道等使用料収入を主な財源として事業活動を行っている本事業において、健全な財政運営と必要なサービス提供を維持するためには極めて重要な取組であります。

また、近年は、水洗化人口の減少や、使用者の節水意識の高まり等により、有収水量が減少してきており、未収金の削減は財政の健全化に寄与するものであります。

そこで、執行部におかれては、正職員と徴収業務担当の会計年度任用職員とのさらなる協力体制の強化・連携を図り、未収金の徴収に取り組むよう求めます。

最後に、生活交通確保対策事業費についてであります。

本事業費には、地域主体型生活交通確保支援事業費や、未来型地域交通連携確保事業費等が含まれ、これら事業の実施により、持続可能で利便性の高い生活交通の実現を目指しています。

しかしながら、生活交通を確保する手段は、路線バス、共助交通、市有償バス、乗合タクシー等、様々存在しており、二重投資的な側面もあることから、合理的な手段を選ぶ必要があります。

つきましては、運転手の確保の有無や地域内の公共交通の実態を踏まえ、地域住民の声を聴きながら、地域の実情にあった持続可能で利便性の高い交通手段を確保し、交通空白地域の解消に取り組むよう求めます。

また、あわせて、高齢化の進展に伴い、自家用車を手放される方の増加が見込まれる中、住民同士の支え合いである共助交通の維持と充実が図られるよう求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。